

## 意見書

平成28年9月21日  
弁護士 山田 廣

### 「刑法39条による不起訴事件の被害者に関する法的課題と改善要望」

#### 第1 「法的課題」1について

- 1 心神喪失または心神耗弱で罪を犯し、刑法39条により不起訴処分とされ、または裁判で無罪や執行猶予判決が確定したときは刑事裁判は終了する。その後、殺人や強盗など重大犯罪においては、被疑者・被告人は医療観察法上の「対象者」として、継続的かつ適切な医療の実施の確保とともに、社会復帰を促進するシステムに組み込まれる。

しかしながら、犯罪被害者であるという立場は、加害者が被疑者・被告人から対象者へと名称が変わったとしてもなんら変わらず、また、犯罪被害者は個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保証される権利を有することも、刑事裁判の結果や、医療観察法上の処遇決定になんら左右されないことも自明であろう。

したがって、対象者の処遇に関する医療観察法の手続きの中においても、犯罪被害者の上記の基本的権利が最大限に保証されることが必要である。

- 2 刑事裁判においては、不起訴事件記録の開示については平成20年1月19日最高検通達により、新たな方針により閲覧・謄写請求につき柔軟な対応がなされ、また平成19年の刑訴法等の改正により、被害者参加制度をはじめとする犯罪被害者の権利利益の保護を図るため種々の制度が創設され施行されている。捜査段階から公判段階までの警察官や検察官の犯罪被害者に対する対応においても、一層の配慮がなされるようになり、平成26年10月21日最高検通達（「犯罪被害者の権利利益の尊重について」）においては、事件の捜査・処理や情報提供、検察官の説明義務、被害者の要望に対する配慮、判決後の対応などについて、犯罪被害者へのきめ細かな配慮を求めている。これは犯罪被害者基本法に明記された「被害者の尊厳」に配慮したものである。

被害者の尊厳とその尊厳にふさわしい処遇は、もとより刑事裁判だけ

を念頭にしたものではなく、事件直後から被害者が従前の平穏な生活を取り戻すまでの間、終始配慮が求められるものであり、これが途切れてはならない。

医療観察法では審判は原則非公開とされているが、被害者が申請すれば傍聴することは認められている。しかし、刑事裁判では認められている心情意見陳述、また被害者参加裁判で認められている被告人質問は認められない。審判では対象者が対象行為を行った当時の病状、治療状況、予想される将来の症状なども明らかになるところ、このような精神の状態などに関する事実は対象者のプライバシーに深く関わるものあり、みだりに他人に知らせるべき事柄ではない上、これを明らかにすることは、対象者の治療や円滑な社会復帰に支障をきたすおそれがあると考えられるからである。しかし、一方で重大な他害行為の被害者にとっては、具体的にどのような行為が行われたか、また加害者がどのような手続きにより、どのような内容の処遇をうけるかことになるのか、強い関心を有することも理由があることから、裁判所の許可により被害者の傍聴が認められた。（「医療観察法の解説」新法解説叢書19・338ページ）

- 3 犯罪被害者は、どのような理由から裁判に参加するのか。一つは「事実の解明」のためである。被告人の勝手放題の弁解により真実が歪められてきた。二つは「名誉の回復」のためである。被告人は死亡した被害者を中傷し、あたかも被害者に落ち度があったかのような弁解に終始し、被害者はこれに反論する機会がなかったのである。三つは「適正な刑罰」のためである。被害者がどれだけの精神的苦悩を受け、どれだけの経済的被害や社会的被害を被っているか、被害者自身が法廷で語り、裁判官がこれらの事情をきちんと把握した上で、被告人に適正な刑罰を科してほしいと考えている。
- 4 心神喪失などの理由で重大事件が不起訴になった場合、被害者は不起訴事件記録の開示を検察官に求め、開示された証拠から事実関係を把握するしかない。前記通達では、従来は閲覧目的を被害回復のための損害賠償請求を行使する場合に限っていたが、これを「事件の内容を知りたい」という目的である場合も原則として開示を認める運用に変更された。被害者が最も知りたいところの「犯罪の事実関係」については、開示された証拠によりある程度知ることができる。また、重大事件では、前記の通達により、検察官が被害者に対して、事実関係のほか、不起訴処分にいたった経緯や理由について丁寧に説明するように配慮されている。したがって、被害者は事実関係の把握・解明については、捜査段階から

最終処分段階において、担当検察官から十分に説明を受けることが可能である。

審判は、不起訴ないし無罪・執行猶予処分となった対象者に対して、医療を施す必要があるかどうかを審議の目的であり、犯罪事実の解明や被害者の名誉の回復を目的としない。さらに適正な刑罰を科す場でもない以上、被害者が審判に参加し、心情意見陳述をしたり、事実関係について対象者に質問することは制度の趣旨からみて難しい。

## 第2 「法的課題」2について

被害者の経済的救済に関して、現在の犯給法を抜本的に改正し、新たに犯罪被害者補償法を制定することは、かねてから被害者が強く要望しているところであり、全国犯罪被害者の会（「あすの会」）も、2012年に生活保障型の「犯罪被害者補償制度案」要綱を発表している。また、北海道弁護士連合会では、平成25年に基本的な補償法の制定を求める大会決議を採択している。

ただ、この問題は刑法39条問題と直接には関連するものではない。

## 第3 「法的課題」3について

- 1 医療観察制度への被害者参加の拡充の問題であるが、まず医療観察制度への被害者の関与の意味が問われなければならない。医療観察法は、対象者に適切な医療を施すとともに、将来の社会復帰を促すことを目的としている。現行法では被害者の関与は、上記の審判傍聴また審判結果の通知などである。結果の通知は、審判の傍聴と同様に、重大な他害行為の被害者にとっては加害者がどのような内容の処遇を受けることとなるかについて強い関心を有していることから、これに答えるために認められているに過ぎない。

また、法104条以下の「地域社会における処遇」についても、『地域社会における処遇のガイドラインガイドライン』では「関係機関は対象者の同意に基づき、地域住民に提供可能な情報の範囲を定めるものとし、被害者についても、必要に応じ、対象者の社会復帰を促進する観点から同様の配慮を行う。」とされ、あくまで被害者の関与は対象者の社会復帰を促進する観点から認められているに過ぎない。被害者は情報提供を受けるという受動的立場である。また、ガイドラインでは、「関係機関は被害者が対象者から再び同様の行為を受けることのないよう配慮し、必要な場合には警察

署など関係機関の協力求める。」とされ、必要に応じて警察官の巡回など、被害者の生命・財産の保護に努めることが求められている。

- 2 被害者は加害者が不起訴処分ないし裁判で無罪や執行猶予になった段階から、事実上事件からの分断を余儀なくされる。事件の事実関係、犯行に至るまでの経緯や動機、加害者の人となり、病状、加害者の事件に対する弁解など、被害者が知りたいことはほとんど知ることが出来なくなる。医療観察法の趣旨は理解できるも、被害者を従たる立場の者として扱い、極めて限定的な関与しか認めない現制度は、被害者の尊厳にふさわしい処遇が保障された状態とは言い難い。
- 3 被害者は事実関係を知りたいという要望とともに、対象者の処遇や対象者の社会復帰に重大な関心を寄せている。それは対象者が継続的な医療を受け、社会に復帰するには、通常の人としての善悪の判断能力や判断にしたがった行為能力が求められるところ、対象者が自ら犯した犯罪について反省し、また事件で被った被害者の心の痛みなどに対する正しい理解がなければ社会人としての健全な判断能力は醸成されないと考えるからである。つまり、対象者の社会復帰には被害者が主体的に関与することが必要であり、被害者もそれを期待している。医療観察法による処遇過程のどこかで、対象者が自分の事件と正面から向かい合う機会が必要なのでないか。

対象者は審判により入院処遇が決定した後、継続的な医療を受ける。通院や退院の際は、保護観察官の生活環境調整、地域社会における処遇の実施、精神保健観察など対象者の社会復帰に向けた処遇プログラムが実行される。この社会復帰に向けたプログラムの中で、少なくとも次の2点は保障されるべきと考える。

- ① 事件に至った経緯や動機、また治療の経過、対象者の精神的な状況などについて、被害者が保護観察官から直接説明を受ける機会を保障すべきである。
- ② 被害者が対象者と面会することを希望した場合には、保護観察官の同席のもとに面会する機会を保障すべきである。